

正倉院年報

一、染織品の整理

昭和四五年度的における染織品の整理は、南倉第一二七号櫃所納の幡類等残欠の展開整理を主体とし、あわせて、南倉所属の衣服類の一部と、中倉・南倉所属の辛櫃敷合納在の綾羅縹布類断片の整理を行なった。

それらの整理細目はつぎのとおりである。

(一) 幡類等残欠 第二二七号櫃所納

一、錦道場幡残欠 二九旒また五片

一、羅道場幡残欠 九旒また八片

右二件は聖武天皇一周忌齋会用の道場幡である。

一、綾幡残欠 三旒また一片

一、交縹羅幡残欠 五旒また五片

このうち一旒は小型で、他の四旒・五片とは別種の幡である。その小型のものの垂脚につぎの墨書がある。

「大弁才天女堂幡 長九尺 東大寺 天平勝寶六年五月三日」
広九寸

なお、院蔵染織品中の赤綾天蓋、緋純敷物などにも、これと同じ日付の弁才天女云々の銘をもつものがある。これらはすべて、同日、東大寺で行なわれたと思われる弁才天女像供養会用のものであろう。

一、黄純幡残欠 一旒

一、綾絶継分幡残片 二片

一、縮絹幡残片 一片

一、薄純幡残片 一片

一、灌頂幡残片 七片

幡身下端部残片一、垂脚残片二、垂端飾錦裁文残片四

一、各種幡類断片 三十六片

道場幡その他の幡の各部分の小断片。

一、袷衣服残欠 一領

紫綾表、黄橡絶裏。上領。左片身を逸し、かつ破損が多い。右衽裏につぎの墨書がある。

「後□□女 □勝寶□□月九日」

すなわち、天平勝寶四年四月九日の東大寺大仏開眼会に際して行なわれた、伎楽の呉女の衣服である。

一、袷袍残欠 一領

紫綾表、黄純裏。上類。破損がはなはだしく、かつ右半部を逸している。左衽裏につぎの墨書があつて、前件同様大仏開眼会用の伎楽の袍であることがわかる。

「東大寺後一力士袷取袍 金剛 天平勝寶四年四月九日」

一、腰裳残片 三腰

一、錦袖残片 一片

一、純衿接腰状裂残片 一片

一、緋純浅形襪残欠 一隻

一、雑色組帯残片 八片

一、純衿袋残片 一片

やや青味を帯びた緑純の表、白純の裏。袋底部の残片である。本品は、さる昭和四二年度に展開整理した南倉所屬袋類一六点中の碧純襪・鎮袋残欠と、純の色相・地合い、底部の折りかたが酷似しており、その一部分と考えられる。しかしこの両者を合わせても、なお袋の全容はあきらかでない。

一、天蓋縁状裂残片 一片

表は上段が夾纈純、下段が暈縹夾纈羅。裏は全面赤純で、裏面に

「東大寺 天平勝寶六年五月三日」

と墨書がある。すなわちその日付より察して、さきに掲げた夾纈羅襪と同様に大弁才天女像供養会関係の品とみられる。

一、使途不明綾純継分裂残片 二片

一、使途不明錦衿裂残片 二片

一、使途不明紫綾残片 二片

一片は一端を弧状に切る。あるいは天蓋の垂飾か。

一、使途不明夾纈純裂等残片 三片

一、使途不明細長裂残片 二片

綾八片、夾纈純・夾纈羅・純各一片

(二) 衣服類(南倉)

一、白純腕貫 三両また四隻

一両に「高市老人」、また一両に「錦部東人」の墨書がある。この二人は写経生で、正倉院文書にもその名が散見される。また一隻は淡墨の文字が数箇所にどれも裏返しに付いている。これは写経の際、書いた字がまだ乾ききらないうちに、その上に腕貫を着けた手をおいたためであろう。

一、深形襪 一一隻 襪一三両六三隻三裏のうち

いずれも白布表、白純裏。口辺に錦を貼りめぐらす。そのうち一隻は裏返しになつていて、内部が外面に出ている。また一隻に「丸部東人」二隻に「石我廿七日」、四隻に「神大山九月三日」とそれぞれ墨書がある。

(三) 古裂帖

中倉所屬第八一、八三、八四、八六、八七、八九、一〇八の各号辛櫃所納の古裂断片、および南倉所屬一二六号辛櫃の幡類残欠を整理の際に伴出した古裂細片のそれぞれ一部を分類し、つぎのとおり古裂帖七冊に分貼した。

帖第七二一号 貼布断片一二三片

帖第七二二号 貼布断片一九八片

帖第七二三号 貼純断片二五六片

帖第七二四号 貼純断片一八〇片

帖第七二五号 貼綾断片一七三片
帖第七二六号 貼羅断片二四五片
帖第七二七号 貼爽纈断片一〇五片

二、器物残材の整理

昨年度にひきつづき、中倉所属の雑材、南倉所属の器物残材雑塵及び古裂整理中に発見した器物残片等の整理を行なった。そのうち、本年度宝物と照合の結果、帰属が確認され、或いは同類と認められたものは次のとおりである。

(一) 雑材中のもの

- 一、杉板 一枚 赤漆文櫨木御厨子（北倉）に帰属。
- 一、杉板断片 一片 棚厨子（北倉）に帰属。
- 一、表面赤漆杉板残片 一片 赤漆小櫃（北倉）に帰属。
- 一、木画箱天板心木 一枚 紫檀木画箱第十七号（中倉）に帰属。
- 一、黄楊木木画剝落片 三片 同右。
- 一、漆脚柱及断片 三片 漆高机（中倉）に帰属。
- 一、黒漆木片 一片 漆仏龕扉（南倉）に所属。
- 一、彩絵黒漆板断片 三片 漆金銀絵仏龕扉（南倉）に帰属。
- (二) 器物残材雑塵中のもの
- 一、銀冠鉄釘 一本 赤漆文櫨木御厨子（北倉）に帰属。
- 一、瑠璃剝落片 一片 螺鈿紫檀阮咸（北倉）に帰属。

- 一、木面紫檀片 三片 木面紫檀雙六局（北倉）に帰属。
- 一、鳥毛篆書剝落片 一片 鳥毛篆書屏風（北倉）に帰属。
- 一、緑角・白角木面残片 三片 紫檀木面挾軾（北倉）に帰属。
- 一、金銅管玉 大小五箇 礼服御冠残闕（北倉）と同類。
- 一、珊瑚管玉 三箇 同右。
- 一、果実刺玉 二箇 同右。
- 一、銅髹形 三箇 同右。
- 一、金銅及銀露飾花形 八箇 同右。
- 一、水精露玉 一箇 同右。
- 一、金銀絵蘇芳染木片 一片 沈香末塗経筒（中倉）に帰属。
- 一、木理金絵黒柿蘇芳染残片 三片 沈香木画箱第一〇号（中倉）に帰属。
- 一、素木床脚残片 四片 檳榔木画箱第二〇号（中倉）に帰属。
- 一、金銀絵黄楊木疊摺 一片 金銀絵黄楊木箱第三〇号（中倉）に帰属。
- 一、紫檀貼木片 一片 紫檀箱第三六号（中倉）に帰属。
- 一、香様縁飾牙界線 二片 沈香木面雙六局（中倉）に帰属。
- 一、黒柿床脚残片 四片 同右。
- 一、蘇芳地金銀絵木片 一片 蘇芳地金銀絵床脚籠箱（中倉）に帰属。
- 一、金銅帖角 二枚 黄楊木几第一号（中倉）に帰属。
- 一、木彫破片 一片 伎楽面第四四号（南倉）に帰属。

- 一、木彫破片 一片 伎楽面第六〇号（南倉）に帰属。
 - 一、木彫破片 一片 伎楽面第八四号（南倉）に帰属。
 - 一、素木脚 二片 漆花形皿（南倉）のものに帰属。
 - 一、銀覆輪 一片 銀平脱八角鏡箱（南倉）に帰属。
 - 一、木製軫 一箇 漆槽箜篌（南倉）のものと同類。
 - 一、紅染鹿角鉾 一箇 同右。
 - 一、螺鈿剥落片 二十数片 松和琴（南倉）に帰属。
 - 一、螺鈿蓄形 二箇 螺鈿楓琵琶（南倉）に帰属。
 - 一、木面破片 数片 紫檀木面琵琶（騎狛捍撓）（南倉）に帰属。
 - 一、花卉形木面 数片 紫檀木面琵琶（古人捍撓）（南倉）に帰属。
 - 一、金銅肘金具 二本 銅鉄雜集第八一号（南倉）と同類。
 - 一、鉄挟子 一枚 鉄挟子第五号（南倉）と同類。
- （三）古裂整理に際し発見した器物残片中のもの
- 一、螺鈿剥落片 二片 螺鈿紫檀五絃琵琶（北倉）に帰属。
 - 一、螺鈿剥落片 一片 螺鈿紫檀阮咸（北倉）に帰属。
 - 一、金薄押桐木片 一片 新羅琴（金薄押）（北倉）に帰属。
 - 一、挂甲小札 七片 御甲残闕（北倉）と同類。
 - 一、金銀平脱漆片一片及塵芥 漆背金銀平脱円鏡第六号（北倉）に帰属。
 - 一、矢羽形木面残片 四片 紫檀木面挾軾（北倉）に帰属。

- 一、緑角・白角木面残片 六片 同右。
- 一、青斑石破片 一片 青斑鎮石（北倉）に帰属。
- 一、人勝残片 三片 人勝残闕雜張（北倉）に帰属。
- 一、金銅轂形鉸具 八枚 礼服御冠残闕（北倉）と同類。
- 一、金銅葉形 一枚 同右。
- 一、金銅花卉形金具 五枚 同右。
- 一、金銅花形金具 一七片 同右。
- 一、真珠丁子莊垂飾 一連 同右。
- 一、金銅管形金具 三枚 同右。
- 一、竹鏃 六枚 箭八〇束の内第六五・六六・七五号（中倉）と同類。
- 一、金銅鞘尾 一箇 刀子第一八号（中倉）に帰属。
- 一、金平脱珠文残片 一片 金銀平脱皮箱（中倉）に帰属。
- 一、黄楊木木面剥落片 二四片 紫檀木画箱第一七号（中倉）に帰属。
- 一、螺鈿・瑤瑁剥落片 各二片 瑤瑁螺鈿八角箱（中倉）に帰属。
- 一、素木床脚残片 四片 檳榔木画第二〇号（中倉）に帰属。
- 一、黒柿蘇芳染床脚破片 一片 黒柿蘇芳染金銀山水絵箱第三二号（中倉）に帰属。
- 一、黒柿床脚残片 一片 沈香木画箱雙六局（中倉）に帰属。
- 一、木彫破片 一片 伎楽面第八四号（南倉）に帰属。
- 一、乾漆破片 一片 伎楽面乾漆第一五号（南倉）に帰属。
- 一、竹籠心 一片 鳥兜残闕（南倉）と同類。

- 一、二彩陶片 一片 磁鉢甲第七号（南倉）に帰属。
- 一、緑釉陶片 一片 磁鉢乙第三号（南倉）に帰属。
- 一、緑釉陶片 一片 磁鉢乙第一〇号（南倉）に帰属。
- 一、二彩陶片 一片 磁鉢丙第五号（南倉）に帰属。
- 一、黄釉陶片 一片 磁塔残闕（南倉）に帰属。
- 一、漆剥落片 多数 密陀絵盆（南倉）に帰属。
- 一、素木脚破片 三片及漆剥落片漆花形皿（南倉）に帰属。
- 一、金銀絵黒柿蘇芳染小片 二片 黒柿蘇芳染金銀絵如意箱（南倉）に帰属。
- 一、紫檀金鈿片 二片 紫檀金鈿柄香炉（南倉）に帰属。
- 一、木製（白檀）珠数玉 一箇 誦数残闕第二二号（南倉）に帰属。
- 一、木製軫残闕 二箇 漆槽篋篋（南倉）に帰属。
- 一、紅染鹿角鉾 一箇 同右。
- 一、螺鈿葉形 一片 螺鈿槽篋篋（南倉）に帰属。
- 一、二彩陶片 一片 磁皿鉢残欠第三号（南倉）に帰属。
- 一、目利箒残片 多数 子目目利箒（南倉）に帰属。
- 一、神功開宝 二枚 神功開宝（南倉）と同類。
- 一、螺鈿紫檀 三片 松和琴（南倉）に帰属。
- 一、紫檀片 一片 同右。
- 一、彩絵瑠璃片 一片 同右。
- 一、螺鈿蕾形 二箇 螺鈿楓琵琶（南倉）に帰属。

一、紫檀残片 四四片 紫檀塔残闕（南倉）に帰属。

三、宝物の修理

本年度において宝物の修理を了えたものは次のとおりである。

(一) 漆工品修理

- 一、十合鞘御刀子 一口 (北倉)
- 一、三合鞘御刀子 一口 (同)
- 右刀子類の漆鞘
- 一、吳竹竿 一口 (同)

右漆膝壺、壺鏡につぎの黒書あり。

「大笙 壹」

- 一、赤漆小櫃 一合 (中倉)

杉製方形被蓋造、内面は黒漆を、外面は赤漆を塗る。各稜角には

一・四纏幅に黒漆を塗る。もと鞘を納めた櫃。

- 一、銀平脱中蓋 一隻 (同)

木製方形、全面に布を貼り黒漆を塗る。素地は五枚の板を接ぎ合せ周縁に懸子様縁を繞らす。文様は底上面に五箇の花卉文を対角線上に散らし、縁上面に連珠文をそれぞれ銀平脱にて表わす。

- 一、漆花形皿第一二号 一枚 (南倉)

- 一、吳竹竿 一口 (同)

右銀平脱膝壺

黒漆地に宝相華、迦陵頻伽、飛雲、蝶、鳥等を銀平脱にて表わす。

一、漆櫃 一合 (同)

杉製唐櫃、蓋身とも内面は赤漆塗り、外面は黒漆を塗る。身の四側には、鉛白を以ていずれも一羽の鶴と種々の草花木を描く。

一、赤漆櫃 一合 (同)

杉製唐櫃、内面は蓋身とも黄色透明塗料を塗る。外面は赤漆塗りで各稜角には黒漆を塗る。

一、黒漆塗碗第一一四号 四口 (同)

木製轆轤挽、底裏に低い香台を造る。口縁内部より外部全面に亘り布貼りし、内外ともに黒漆を塗る。

一、黒漆塗皿第四・七・八・一〇・一一・一二号六枚 (同)

木製轆轤挽、浅い鉢形につくる。口縁内部より外部全面に亘り布貼りし(但し第四・一二号は外部下辺まで)、内外ともに黒漆を塗る。

一、黒漆塗平盆第一・二号 二枚 (同)

木製轆轤挽、周縁には高一・四厘の縁を繞らし、底裏には香台を造る。

一、黒漆塗香印押型盤 一枚 (同)

木製轆轤挽、平盆形で盤内底面に四方射渦卷の削形を造る。

(二) 皮革品の修理

かねてより継続していた馬鞍の修理が昭和四四年度をもつて完了したので、次に皮革品関係、すなわち鞆、履、革帯等を五箇年計画で修理す

べく着手し、四五年度はその初年度として、中倉納在の鞆一五口、南倉納在の履参両拾八隻中のうち五隻を修補した。

なお履内底及び内敷表に墨書を認めたものは左のとおりである。

一号 内底云「我孫伊賀万呂 片 中九」

内敷云「太」

二号 内底云「大 廿一日 我孫伊可万呂」

内敷云「本」

四号 内底云「丁小^{（イ）} 上毛野老万呂」 「廿七日」

内敷云「真」

九号 内底云「大 凡人足」 「廿五日」

内敷云「七」

十一号 内底云「少 凡人足」 「廿九日」

四、刀剣類の研磨

第二次刀剣類研磨計画第五年度として、本年度に研磨を了したものは次の八口である。

一、黒作太刀 第二五号 一口 (中倉)

一、無莊刀 第三九号 一口 (同)

一、鉾 第二五号 一枚 (同)

一、斑犀把染鞘銀染莊刀子 第二号 一口 (同)

一、白牙把鞘刀子 第二五号 一双 (同)

一、黄牙彩絵把紫牙撓鎌鞘金銀荘刀子第二六号 一口(同)

一、紅梅把鞘金銀荘刀子 第二七号 一口 (同)

五、経巻の修理

昭和四五年度における聖語藏経巻の修理は、前年度に引き続き乙種写経三〇巻と宋版経二〇帖とを完了した。即ち内訳は左の通りである。

乙種写経 第七四号仏説乳光仏経より、第九三号大方等大集経巻二三まで、三〇巻

宋版経 第二号放光般若波羅密経巻二〇より、第三号大涅槃経巻三一まで、二〇帖

乙種写経、宋版経とも虫損や破損が多く、それぞれ旧態を損じないよう修補を加えた。標紙、軸(乙写)を逸失せるものは、古様に模して新補した。乙種写経は紙背に花押、宝塔印、梵字印、花押印を有するものがあり、おおむね鎌倉、室町時代の書写にかかる。

宋版経三号大涅槃経のうち巻二と巻三一はそれぞれ本文の一部が欠失しているが、これらの欠失部分は、別に大涅槃経の断簡を収集せる「数目不明」一帖中に混在しており、それぞれ該当巻へ移して合併修補した。

乙種写経の巻末識語のうち主なものは左の通りである。

八六号 仏説如来独証自誓三昧経

「文永二年乙丑八月二十五日未時於東大寺西室如意房加一交了 宗

成」

九一号 坐禅三昧経巻下

「河内國住人僧湛順左京尼」□徳書写了」

九二号 大方等大集経巻一一

「應安元年五月四日於太藪寺池坊書写訖」

同巻二〇

「貞治六年丁未十二月八日書写早 執筆隆賢」

六、宝物の特別調査

(一) 漆工品調査

昭和四三年度から三年の予定ではじめられた漆工品調査は本年度を以て終了した。本年度に於ては、その内の数点を除いて殆んど文様のない髹漆品を中心に行なつた。その品目は次のとおりである。

一、赤漆文櫛木御厨子 一口 (北倉)

一、金銀鉋唐大刀 一口 (同)

一、螺鈿箱 一合 (中倉)

一、密陀絵皮箱 一合 (同)

一、漆胡樽 一雙 (同)

一、漆挾軾 一枚 (同)

一、彈弓 二張 (同)

一、漆皮箱 一合 (南倉)

一、漆花形箱	二口	(同)
一、漆皮八角鏡箱	二合	(同)
一、金銀絵鏡箱	一合	(同)
一、箆篋	二張	(同)
一、漆鼓	一口	(同)
一、漆仏龕扉	四扇	(同)
一、漆仏龕扉	一扇	(同)
一、漆金銀絵仏龕扉	四扇	(同)
一、黒漆三角箱	一口	(同)
一、黒漆塗碗	一四口	(同)
一、黒漆塗皿	一五枚	(同)
一、乾漆花形碗	一枚	(同)
一、黒漆塗香印押型盤	一枚	(同)
一、黒漆塗平盤	二枚	(同)
一、黒漆塗蓋	一枚	(同)

調査は東京芸術大学名誉教授松田権六、文化財保護審議会専門委員溝口三郎、文化財保護審議会鑑査官岡田譲、漆芸家北村久造の四氏に依頼して行ない、東京国立博物館漆工室長荒川浩和氏がこれを補助した。

(二) 金工品調査

かつて昭和二五年から二七年の三箇年にわたって金工調査を行ない、九件二四点について調査したが(紀要第五号参照)、なお未調査の金工

品が多数あり、このうち二百数十点を選び本年度より四七年度まで三箇年の計画で調査を行うこととした。

本年度の調査は鏡を対象とし、北倉、南倉納在の鏡五六面のうち、正倉院展に出陳中の三面及び漫背鏡の一三面を除く四〇面について調査した。

調査員は、奈良国立博物館長蔵田蔵、東京芸術大学教授内藤四郎、同三井安藤夫、同助教教授鈴木信一の四氏に委嘱して行ない、東京国立博物館金工室長中野政樹氏がこれを補助した。